

伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）に対する意見への回答について

- 1 募集期間 令和2年1月11日（土）～令和2年2月10日（月）
- 2 提出意見数 3件 （1通）
- 3 意見の概要と市の考え方

	内 容	意 見	市の考え方
1	条例改正の時期について	今回の改正のような運営に関わる見直しについては、新入生の保護者への説明会が始まる前までに行ってほしい。	今回の放課後児童クラブの運営に関わる基準の改正につきましては、放課後児童クラブの実態を把握する中で判断したため、この時期となりました。今後につきましては、早期に判断するよう努めてまいります。
2	放課後児童支援員の資格取得のための受講に係る負担軽減について	放課後児童クラブについては常に人員不足の状態にあるときいており、その原因の一つに放課後児童支援員の確保があると考えます。安定した放課後児童クラブの運営に向け、有資格者を増やすためにも資格取得のための受講に係る負担について軽減はできませんか。	放課後児童クラブの職員資格（支援員）を取得するためには、県又は人口50万人以上の指定都市が実施する研修を受講する必要があります。各育成会における負担の状況を把握し、対応について育成会と協議してまいります。
3	放課後児童クラブの民間業者への委託について	放課後児童クラブの運営については育成会に関わらず、民間業者への委託でも安心して子どもを預けられるのであれば、運営形態については問わないという保護者の意見がある中、市としての誠実な対応を願う。	放課後児童クラブの民間事業者への運営委託につきましては、育成会の意向を踏まえて検討することとし、実施する場合には育成会と十分協議しながら進めてまいります。